

令和8年1月20日

各介護サービス施設・事業所
関係 軽 費 老 人 ホ 一 ム } 管理者様

鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和7年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業
(追加支援分)の実施について(お知らせ)

県では、国が定める公定価格等により運営を行っている介護サービス事業所、介護保険施設等が、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、LPガス使用に係る経費及び食材費の価格高騰分の一部を支援するため、給付金を支給します。

この通知を受け取った事業所等には、特段の手続きをとらなくても、①LPガス使用に係る支援金(これまで県が実施した介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業において、LPガス使用である旨を申し出ている事業所等に限る。)及び②食材費に対する支援金を給付する予定です。

ただし、下記3のうちいずれか1つでも該当する事業所等は、令和8年2月6日(金)までに、必ず電子申請により手続を行ってください。

記

1 給付金の額及び振込口座

(1) 給付金の額

別表のとおり

(2) 振込口座

この給付金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座(軽費老人ホームについては、県からの補助金等の受取口座)に振り込むこととしています。

上記以外の口座への振込を希望する場合は、①「指定口座届出書・変更申出書」(別記第4号様式)、②振込口座を確認できる書類の写しを電子申請にて提出してください。

2 給付金の支給までの流れ

令和8年1月27日	この「お知らせ」の発送
令和8年2月中旬(予定)	支給対象事業所等へ給付金額を記載した支給決定通知の発送
令和8年3月中旬(予定)	給付金の支給

3 手続が必要な事業所等及び手続

事業所等	提出書類
(1) 紿対象事業所等であるにも関わらず、本事業の実施についての「お知らせ」が届いていない事業所等	支給対象事業所等申立書（別記第3号様式）
(2) 令和7年度までに県へLPGガス使用である旨を申し出ていない事業所等	①「令和7年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業（追加支援分）給付金（LPGガス使用に係る経費に対する給付金）の支給申出書」（別記第1号様式） ②LPGガスの使用を証する書類（令和7年4月以降における1か月分のLPGガス検針伝票の写し等）を提出
(3) 鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座（軽費老人ホームについては、県からの補助金等の受取口座）以外の口座への振込に変更する事業所等	①「指定口座届出書・変更申出書」（別記第4号様式） ②振込口座を確認できる書類の写しを提出 → 1 (2) 振込口座を参照
(4) 今回の支援金の受給を辞退する事業所等（以下の①～④に該当する事業所等も含む。） ① 令和8年1月1日現在で指定を受けていない事業所等 ② 令和8年3月31日までに休止または廃止を予定している事業所等 ③ これまで県が実施した介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業においてLPGガス使用である旨を申し出していたが、LPGガスを使用しなくなった事業所等 ④ 食事を提供していない（しなくなった）事業所等	「受給辞退届出書」（別記第2号様式）の提出
(5) 令和7年7月1日以降に指定を受け、これまでの物価高騰対策支援事業で支援金の給付を受けたことがない新規の事業所等	支給対象事業所等申立書（別記第3号様式）
(6) 令和7年7月1日以降に移転した事業所等、または法人名や事業所名、サービスの種類、介護事業所番号のいずれかが変更になった事業所等	※電話もしくはメールで連絡してください。

5 県ホームページでの情報提供

必要な手続、様式等については、県ホームページで情報提供しています。

(掲載場所)

鹿児島県ホームページ>健康・福祉>高齢者・介護保険>指定事業者全般
>令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業（追加支援分）について

【連絡先】

鹿児島県 保健福祉部 高齢者生き生き推進課
介護保険室 事業者指導係 物価高騰対策支援事業担当
TEL : 099-286-2687
FAX : 099-286-5554
E-mail : uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

別表（第2条、第4条関係）

令和7年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業
(追加支援分)の対象サービス及び給付金の額

	対象サービス名	給付金の額	
		LPGガス使用に係る 経費	食材費
入所・ 居住系	介護老人福祉施設	定額（定員規模別） 101人以上 61,000円/事業所 71～100人 36,000円/事業所 41～70人 24,000円/事業所 1～40人 11,000円/事業所	9,000円×定員数 ※ ただし、介護施設等食事提供サービス継続支援事業において食材料費を補助する事業所等については、4,500円×定員数とする。
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	軽費老人ホーム（鹿児島市内に所在する事業所を除く）		
	短期入所生活介護 (単独型のみ)		
	短期入所療養介護 (単独型のみ)		
	特定施設入居者生活介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設		
通所系	通所介護	定額 7,000円/事業所	定額 23,000円/事業所
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	通所リハビリテーション(みなし含む)		
多機能 系	小規模多機能型居宅介護	定額 7,000円/事業所	定額 25,000円/事業所
	看護小規模多機能型居宅介護		

注1 介護予防を除く。ただし、介護予防のみを実施している事業所については、給付の対象とする。

注2 みなし指定の事業所等を含む。